

最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により創設されるいわゆる高度プロフェッショナル制度（以下単に「高度プロフェッショナル制度」という。）の適用を受ける労働者について、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 4 条の規定を適用するに当たっての賃金の換算方法を示す等のため、最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号。以下「規則」という。）の一部を改正する。

2. 改正の内容

（1）高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者の賃金の換算方法

- 規則第 2 条では、労働者の賃金を最低賃金と比較するに当たり、当該賃金が時間以外の期間又は出来高払い制その他の請負制によって定められている場合の時間当たりの金額への換算方法について定めている。
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条の 2 においては、高度プロフェッショナル制度の対象業務については従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとされており、その適用を受ける労働者については同法第 4 章で定める労働時間等に関する規定が適用されないこととされている。
- このため、規則第 2 条において、当該労働者の賃金の時間当たりの金額への換算方法について特に規定する必要があるところ、当該賃金については、これを労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する健康管理時間で除して時間当たりの賃金に換算することとする。

（2）最低賃金の減額の特例に関する許可の申請に係る手続の簡素化

- 行政手続の簡素化のため、社会保険労務士等が規則第 4 条第 1 項の許可申請書を使用者に代わり電子で提出する場合には、社会保険労務士等が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付により、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとする。

3. 根拠条項

法第 7 条及び第 38 条

4. 施行期日等

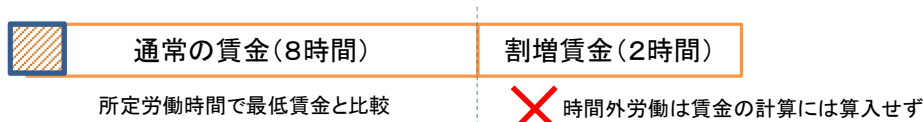
公布日 平成 31 年 3 月下旬（予定）

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日（予定）

最低賃金法施行規則の改正について（案）

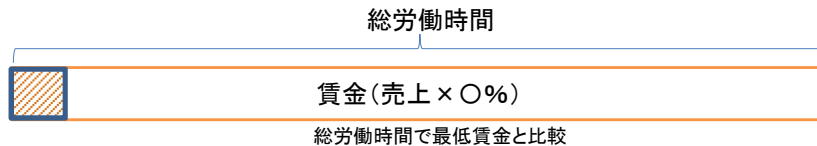
高度プロフェッショナル制度の創設に伴い、最低賃金法施行規則第2条を改正し、対象労働者の賃金と最低賃金額との比較方法について規定する。

通常労働者（現行規定）



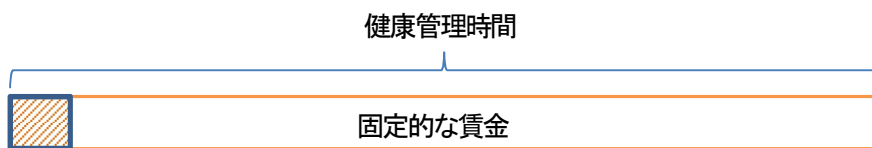
時間外労働など変動的な賃金を除外した固定的に支払われる賃金を所定労働時間で除して時間額を換算し、最低賃金と比較

出来高払制（現行規定）



売上や製作数に基づき賃金が決まるため、そもそも固定的に支払われる賃金がない。このため賃金を総労働時間で除して時間額を換算し、最低賃金と比較

高度プロフェッショナル制度（案）



予定された労働時間の概念がないため、固定的に支払われる賃金を健康管理時間で除して時間額を換算し、最低賃金と比較。